## 社会福祉法人海楽園役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海楽園(以下「当法人」という。)定款第9条、第23 条及び当法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、役員、評議員及び評議員 選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の、報酬及び費用弁償の額並びにその 支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

- 第2条 報酬の額は、別表第1「役員等の報酬支給額表」のとおりとする。
- 2 前項の報酬は、越前町および南越前町の常勤職員(特別職を含む。)のうちから就任した者に対しては支給しない。 さらに、当法人就業規則第3条に規定する職員(以下「職員」という。)が兼務する役員等に対しても支給しない。

### (費用弁償)

- 第3条 役員等が職務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2「旅費支給額表」のとおりとする。 ただし、職員が兼務する役員等に対して支給する旅費の額は、当法人旅費規程(平成29年 4月1日施行)第3条別表に規定する旅費相当額とする。

## (報酬の支給方法)

- 第4条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号に定める時期とする。
- (1) 理事長に対する報酬は、翌月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、当法人給与規程第3条第2項に準じた日とする。
- (2) 理事長以外の役員等に対する報酬は、1年分を一括して会計年度末に支給する。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には 立替金、積立金、負担金等を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

#### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行する
- 2 従前の社会福祉法人海楽園役員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する
- この規程は、平成28年3月1日より施行する。
- この規程は、平成29年7月1日より施行する。

# 別表第1 役員等の報酬支給額表

# (1)理事長

役職名	報酬の額	年間総額		
理事長	日額 10,000円×勤務日数	2,400,000円以内		

# (2)評議員

業務内容	報酬の額	年間総額	
評議員会への出席	日額 5,500円		
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	日額 5,500円	300,000円以内	

# (3) 理事

業務内容	報酬の額	年間総額	
理事会等会議への出席	日額 5,500円		
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	日額 5,500円	360,000円以内	

# (4) 監事

業務内容	報酬の額	年間総額	
理事会等会議への出席	日額 5,500円		
監事監査への出席	日額 10,000円	120,000円以内	
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	日額 5,500円		

# (5) 評議員選任 · 解任委員会委員

業務内容	報酬の額		
選任・解任委員会等会議 への出席	日額 5,500円		
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	日額 5,500円		

※ 役員が兼務する(5)の委員については、理事会等の会議当日に開催した場合 は支給しない。

# 別表第2 旅費支給額表

	旅費					
職務区分	日当	宿》	白 料		交 通 費	Ī
	н =	(一泊につき)		# 1.5→	自 家 用 車	
	(1日につき)	甲 地 乙 地	→ 11/4	公共交通 機関	丹生郡・南条郡内	7 0 114
	(県外のみ)		(成民)	(旧越前町・河野) 村区域内を除く)	その他	
・役員 ・評議員 ・選任解任委員 会委員	2, 200円	13,400 円	12,000 円	実 費	1,000 円	1km当たり 30円

1 甲地とは、東京23区、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、名 古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市とし、乙地とは、甲 地以外の地をいう。

適

2 宿泊先及び宿泊料の指定を受けた場合、本表の宿泊料を上回るときは、指定 を受けた額に達するまで宿泊料を増額し、指定を受けた額が本表に定める宿泊 料金以下の場合は、指定額を支給するものとする。

用

- 3 交通費を算出する際、自家用車使用でその他地域への出発基準地は海楽園とする。 ただし、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合においては、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。
- 4 支給額は、鉄道運賃等の改正があった場合変更するものとする。